

令和4年9月14日

保護者 各位

豊見城市立伊良波中学校  
校長 伊井 秀治  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の変更について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針（令和4年9月9日）」が変更されたことを受け、沖縄県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間」の見直しの通知が来ました。

つきましては、本校においてもこれまでの感染予防対策に加え、下記の通り療養期間の変更を行いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 療養期間

##### (1) 有症状者

- ・発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合は、8日目から登校可能。

##### (2) 無症状者

- ・検体採取日から7日間を経過した場合は、8日目から登校可能。
- ・または、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目から登校可能。

#### 2. 留意点

- ・療養期間中の外出は控えて下さい。
- ・療養解除後も、有症状者については発症日から10日間、無症状者については検体採取日から7日間は、感染予防の徹底をお願いします。

本件に関する問い合わせ  
伊良波中学校 850-2791  
教頭（内山・今枝）